

(2) 補強設計

(平成29年4月1日現在)

地方公共団体名	対象となる建築物 (昭和56年以前の建築物)	補助限度額又は補助対象限度額	補助率	所属	電話
東京都	住宅【整備地域のある区を対象に助成】	2.7万円	1/6かつ区負担分(国費除く。)の1/2	都市整備局市街地建築物建築企画課耐震化推進担当	5388-3362
	分譲マンション【区市町村を対象に助成】	次のいずれか低い額以内 (1)補助対象事業費の1/6 (2)区市町村が補助する額の1/4 (3)(区市町村が補助する額-国費)の1/2 (補助対象事業費) 2,000円/㎡に建築物の延べ面積を乗じた額以内	1/6	都市整備局住宅政策推進部マンション課マンション耐震化担当	5320-4944
	①特定緊急輸送道路沿道建築物、②緊急輸送道路沿道建築物	助成基準単価(1,000㎡以内の部分5,000円/㎡以内、1,000㎡を超えて2,000㎡以内の部分3,500円/㎡、2,000㎡を超える部分2,000円/㎡)	①補助対象費用の1/6に、補助対象費用の1/6以内かつ区市町村の補助額から国の補助額及び補助対象費用の1/6を控除した額の1/2以内を加えた額 ②補助対象費用の1/6以内かつ区市町村が補助額から国の補助額を控除した額の1/2以内の	都市整備局市街地建築物建築企画課耐震化推進担当	5388-3362
千代田区	①分譲・賃貸マンション、②非木造建築物、③緊急輸送道路沿道分譲・賃貸マンション、④緊急輸送道路沿道の非木造建築物、⑤特定緊急輸送道路沿道等建築物	①500万円、②250万円、③750万円、④500万円、⑤建築物の延べ面積が1,000㎡以内の部分は5,000円/㎡、1,000㎡を超えて2,000㎡以内の部分は3,500円/㎡、2,000㎡を超える部分は2,000円/㎡	①2/3、②1/3、③10/10、④2/3、⑤5/6	環境まちづくり部建築指導課構造審査係	3264-2111 内線2824・2825・2833 5211-4310(直通)
中央区	①木造住宅、②木造業務商業建築物、③非木造住宅、④非木造分譲マンション、⑤非木造賃貸マンション、⑥緊急輸送道路沿道等の非木造住宅、⑦緊急輸送道路沿道等の非木造分譲マンション、⑧緊急輸送道路沿道等の非木造賃貸マンション ⑨特定緊急輸送道路沿道等建築物	①なし、②50万円、③50万円、④200万円、⑤100万円、⑥50万円、⑦200万円、⑧100万円、⑨建築物の延べ面積が1,000㎡以内の部分は5,000円/㎡、1,000㎡を超えて2,000㎡以内の部分は3,500円/㎡、2,000㎡を超える部分は2,000円/㎡	①10/10、②2/3、③10/10、④2/3、⑤2/3、⑥10/10、⑦2/3、⑧2/3、⑨1/3	都市整備部建築課構造係	3546-5459
港区	①木造建築物、②非木造住宅、③非木造共同住宅、④緊急輸送道路沿道建築物、⑤特定緊急輸送道路沿道建築物	①200万円(改修工事と合わせて)、②50万円、③200万円、④200万円、⑤建築物の延べ面積が1,000㎡以内の部分は5,000円/㎡、1,000㎡を超えて2,000㎡以内の部分は3,500円/㎡、2,000㎡を超える部分は2,000円/㎡	①1/2(改修工事と合わせて)、②③④2/3、⑤規模・用途等に応じて5/6以内	街づくり支援部住宅課住宅支援係	3578-2223・2224・2346
新宿区	①木造住宅、②非木造住宅、③マンション、④特定建築物、⑤防災上特に重要な特定建築物、⑥緊急輸送道路沿道の建築物、⑦特定緊急輸送道路沿道建築物	①15万円、②③④⑤⑥200万円、⑦限度額なし	①10/10、②③④⑤⑥2/3、⑦補助対象事業費300万円以下:5/6、補助対象事業費300万円を超え600万円以下:1/2+100万円、補助対象事業費600万円を超える:1/3+200万円	都市計画部防災都市づくり課	5273-3829
文京区	①非木造住宅、②分譲マンション、③木造住宅(簡易)(一般・高齢者等居住、準防火地域内)、④特定緊急輸送道路沿道建築物	①40万円、②250万円、③10万円(一般)、20万円(高齢者等居住)、④ア又はイのいずれか低い額 ア実際に補強設計に要する費用イ延べ面積1,000㎡以内の部分は5,000円/㎡、延べ面積1,000㎡を超えて2,000㎡以内の部分は3,500円/㎡、延べ面積2,000㎡を超える部分は2,000円/㎡	①②5/10、③5/10(一般)、3/4(高齢者等居住)、④1/3~5/6	都市計画部地域整備課耐震・不燃化担当	5803-1846
台東区	①木造住宅、②緊急輸送道路沿道建築物、③特定緊急輸送道路沿道建築物、④マンション	①6万円、②④200万円	①②④1/2、③助成対象費用が600万円以下:5/6、助成対象費用が600万円を超える:1/2+200万円	①②③都市づくり部建築課構造防災担当 ④都市づくり部住宅課マンション施策担当	5246-1335 5246-1213
墨田区	①木造住宅、②分譲マンション、③一般緊急輸送道路沿道建築物、④特定緊急輸送道路沿道建築物	①15万円(簡易改修工事の場合5万円)、②200万円、③200万円、④補助対象経費に補助率を乗じた額 なお、補助対象経費は、次の(ア)から(ウ)までの合計額以内とする。 (ア)面積1,000㎡以下の部分は5,000円/㎡、(イ)面積1,000㎡を超えて2,000㎡以下の部分は3,500円/㎡、(ウ)面積2,000㎡を超える部分は2,000円/㎡	①10/10(簡易改修工事の場合1/2)、②1/2、③2/3、④5/6。ただし、補助対象経費が300万円を超える場合は1/2+100万円	都市計画部防災まちづくり課不燃化・耐震化担当	5608-6269
江東区	①木造戸建住宅(補強計画)、②非木造住宅等、③マンション、④民間特定建築物、⑤緊急輸送道路沿道建築物、⑥特定緊急輸送道路沿道建築物	①15万円、②100万円、③150万円、④150万円、⑤200万円、⑥助成対象費用×補助率。ただし、A・Bのうち低い額を採用する。 A 実際に補強設計に要する費用 B 助成対象基準額 延べ面積1,000㎡以下の部分5,000円/㎡、延べ面積1,000㎡を超えて2,000㎡以下の部分3,500円/㎡、延べ面積2,000㎡を超える部分2,000円/㎡	①10/10、②2/3、③1/2、④1/2、⑤2/3、⑥助成対象費用×5/6。ただし、助成対象費用の額が225万円を超えて450万円以内の場合は、助成対象費用の1/2に75万円を加えた額以内、助成対象費用の額が450万円を超える場合は、助成対象費用の1/3に150万円を加えた額以内	都市整備部建築調整課建築防災係	3647-9764
品川区	①木造住宅、②非木造住宅、③分譲マンション、④緊急輸送道路沿道建築物、⑤特定緊急輸送道路沿道建築物	①20万円、②20万円、③200万円、④200万円、⑤(1)(2)のいずれか小さい額以内 (1)実際に補強設計に要する額 (2)1,000㎡以内の部分は5,000円/㎡、1,000㎡を超えて2,000㎡以下の部分は3,500円/㎡、2,000㎡を超える部分は2,000円/㎡の合計額	①1/2、②1/2、③2/3、④2/3、⑤補助対象事業費300万円以下:5/6、補助対象事業費300万円を超え600万円以下:1/2+100万円、補助対象事業費600万円を超える:1/3+200万円	都市環境部建築課耐震化推進担当	5742-6634

地方公共団体名	対象となる建築物 (昭和56年以前の建築物)	補助限度額又は補助対象限度額	補助率	所属	電話
目黒区	①木造建築物、②分譲マンション、③緊急輸送道路沿道建築物、④特定建築物の一部、⑤非木造建築物(②③④以外かつ専用住宅・併用住宅・共同住宅・保育所・老人ホームなど)、⑥特定緊急輸送道路沿道建築物	①20万円、②200万円、③200万円、④の一部200万円、⑤60万円、⑥以下のうち低い方の金額を採用 A: 延床面積×助成基準単価 助成基準単価(1,000㎡以下の部分5,000円/㎡以内、1,000㎡を超え2,000㎡以下の部分3,500円/㎡、2,000㎡を超える部分2,000円/㎡) B: 設計費用(税込)	①1/2、②2/3、③2/3、④1/2、⑤1/2、⑥助成対象事業費300万円以下:5/6、助成対象事業費300万円を超え600万円以下:1/2+100万円、助成対象事業費600万円を超える:1/3+200万円	都市整備部建築課耐震化促進担当	5722-9490
大田区	①木造住宅、②非木造住宅、③分譲マンション、④賃貸マンション、⑤緊急輸送道路沿道建築物、⑥特定緊急輸送道路沿道建築物、⑦沿道耐震化道路沿道建築物(非木造)、⑧沿道耐震化道路沿道建築物(木造)	①15万円、②50万円、③300万円、④100万円、⑤200万円、⑥A・Bのうち低い額 A: 実際に耐震改修設計に要する費用(評定取得費用含む。) B: 延べ面積×面積単価 面積単価(1,000㎡以下の部分5,000円/㎡、1,000㎡を超え2,000㎡以下の部分3,500円/㎡、2,000㎡を超える部分2,000円/㎡) ⑦100万円、⑧15万円	①2/3、②2/3、③2/3、④2/3、⑤2/3、⑥5/6、⑦2/3、⑧2/3	まちづくり推進部防災まちづくり課耐震改修担当	5744-1349
世田谷区	①木造住宅、②非木造住宅、③防災上特に重要な建築物、④分譲マンション、⑤特定建築物、⑥防災上特に重要な特定建築物、⑦沿道耐震化道路沿道分譲マンション、⑧緊急輸送道路沿道分譲マンション・特定建築物、⑨特定緊急輸送道路沿道建築物	①30万円、②100万円、③④⑤150万円、⑥⑦200万円、⑧300万円 ⑨A・Bのうち低い額で補助率をかけた額以内 A: 実際に補強設計に要する費用 B: 延べ面積×助成基準単価(1,000㎡以下の部分は5,000円/㎡、1,000㎡を超え2,000㎡以下の部分は3,500円/㎡、2,000㎡を超える部分は2,000円/㎡の合計額)	①10/10、②③④⑤⑥⑦⑧2/3、⑨5/6	防災街づくり担当部 防災街づくり課 耐震促進担当	5432-2468
渋谷区	①分譲マンション(建築物が複合用途の場合は、延べ床面積の過半が居住の用途であること。)、②特定緊急輸送道路沿道建築物	①300万円、②1,000㎡以下は5,000円/㎡、1,000㎡を超え2,000㎡以下は3,500円/㎡、2,000㎡を超える部分は2,000円/㎡の合計	①2/3、②事務所、店舗、マンション(自己居住用マンション以外)などの対象建築物:1/3、自己居住用の分譲マンション:助成対象費用の5/6以内の額 ただし、助成対象費用の額が900万円を超える場合は、次のアとイを合計した額 ア 助成対象費用の1/6以内の額に300万円を加えた額 イアの額又は助成対象費用の1/3以内の額のいずれか少ない額	都市整備部まちづくり課防災まちづくり係	3463-2647
中野区	①緊急輸送道路等沿道建築物、②特定緊急輸送道路沿道建築物	①500万円 ②助成対象基準額 アからウまでの合計額(延べ面積×助成基準単価) ア 面積が1,000㎡以内の部分:5,000円/㎡、イ 面積が1,000㎡を超え、2,000㎡以内の部分:3,500円/㎡、ウ 面積が2,000㎡を超える部分:2,000円/㎡	①(1)と(2)を比較して少ない方の額 (1) 対象となる建築物の耐震補強設計に要した費用×2/3 (2) 延べ面積×基準額(1,000円/㎡)×2/3 ②(1) 所有者が法人以外の場合 ア 助成対象経費が750万円以下の場合 助成対象経費×5/6 イ 助成対象経費が750万円を超え、1,500万円以下の場合 助成対象経費×1/2+250万円 ウ 助成対象経費が1,500万円を超える場合 助成対象経費×1/3+500万円 (2) 所有者が法人の場合 助成金の対象となる額×1/3	都市基盤部建築分野耐震化促進担当	3228-5576
杉並区	特定緊急輸送道路沿道建築物	A・Bどちらか低い額 A: 実際に要する費用(税込) B: 助成対象基準額(イ)から(ハ)の合計 (イ)延べ面積1,000㎡以下5,000円/㎡、(ロ)延べ面積1,000㎡を超えて2,000㎡以下3,500円/㎡、(ハ)延べ面積2,000㎡を超える部分2,000円/㎡	5/6	都市整備部建築課耐震改修担当	3312-2111 内線3328・3329
豊島区	①分譲マンション、②緊急輸送道路沿道建築物、③特定緊急輸送道路沿道建築物	①100万円、②100万円、③助成対象基準額=延べ面積×助成基準単価(1㎡当たりの上限額) 助成基準単価 延べ面積1,000㎡以下の部分…5,000円/㎡、延べ面積1,000㎡を超え2,000㎡以下の部分…3,500円/㎡、延べ面積2,000㎡を超える部分…2,000円/㎡	①②2/3、③1/3	都市整備部建築課許可・耐震グループ	3981-0590
北区	①木造住宅、②分譲マンション、③緊急輸送道路沿道建築物、④特定緊急輸送道路沿道建築物	①20万円、②100万円+評定費用助成30万円、③200万円、④次の(イ)から(ハ)までの合計 (イ)面積1,000㎡以内の部分は5,000円/㎡以内、(ロ)面積1,000㎡を超えて2,000㎡以内の部分は3,500円/㎡以内、(ハ)面積2,000㎡を超える部分は2,000円/㎡以内 助成対象費用600万円以内:助成対象費用の5/6、600万円を超え1,200万円以内:助成対象費用の1/2+200万円、1,200万円超:助成対象費用の1/3+400万円	①2/3、②1/2、③2/3、④最大5/6	①③④まちづくり部建築課建築防災担当 ②まちづくり部住宅課住宅計画係	3908-1240 3908-9206

地方公共団体名	対象となる建築物 (昭和56年以前の建築物)	補助限度額又は補助対象限度額	補助率	所属	電話
荒川区	①木造戸建て住宅、町会事務所、診療所、 ②非木造戸建て住宅、町会事務所、診療所、 ③木造貸家戸建て住宅、④木造賃貸アパート、 ⑤分譲マンション、⑥非木造賃貸マンション、 ⑦非木造貸家戸建て住宅、⑧一般緊急輸送道路沿道建築物、 ⑨特定緊急輸送道路沿道建築物	①15万円、高齢者世帯のみ30万円、②15万円、 ③15万円、高齢者世帯のみ30万円、④25万円、 高齢者世帯のみ50万円、⑤100万円、 ⑥50万円、⑦15万円、⑧100万円、 ⑨【補助対象費用の限度額】(1)延べ面積1,000㎡以内:5,000円/㎡、 (2)延べ面積1,000㎡を超えて2,000㎡以内の部分:3,500円/㎡、 (3)延べ面積2,000㎡を超える部分:2,000円/㎡	①2/3、②2/3、③1/2、高齢者世帯のみ2/3、 ④1/2、高齢者世帯のみ2/3、⑤2/3、⑥1/2、 ⑦1/2、⑧2/3、⑨補助対象費用600万円以内:補助対象費用×5/6、 補助対象費用600万円超:補助対象費用×1/2+200万円	防災都市づくり部防災街づくり推進課 防災街づくり係(補助金交付関係) 防災都市づくり部建築指導課(促進計画・促進法の認定、指導関係)	3802-4303 3802-4385
板橋区	①木造住宅、②非木造建築物、分譲マンション、 ③緊急輸送道路沿道建築物、④特定緊急輸送道路沿道建築物	①4万円、②100万円、③100万円、④面積により異なる。	①2/3、②1/3、③1/3、④5/6	都市整備部建築指導課構造グループ(促進計画関係) 都市整備部市街地整備課 防災まちづくりグループ	3579-2579 3579-2554
練馬区	①住宅、②公共施設、③災害時医療機関等、 ④分譲マンション、⑤民間特定建築物、⑥緊急輸送道路沿道建築物、 ⑦特定緊急輸送道路沿道建築物 ※①の住宅は小規模な長屋と共同住宅を含む	①22万円、②200万円、③450万円、④200万円、 ⑤200万円、⑥450万円、⑦1,000万円	①2/3、②2/3、③2/3、④2/3、⑤2/3、 ⑥2/3、⑦5/6	都市整備部建築課耐震化促進係	5984-1938
足立区	①非木造共同住宅、②非木造特定建築物、 ③緊急輸送道路沿道建築物、④特定緊急輸送道路沿道建築物	①300万円、②300万円、③(イ)面積1000㎡以内の部分は5000円/㎡、 (ロ)面積1000㎡を超えて2000㎡以内の部分は3500円/㎡、 (ハ)面積2000㎡を超える部分は2000円/㎡、 300万円④(イ)面積1000㎡以内の部分は5000円/㎡、 (ロ)面積1000㎡を超えて2000㎡以内の部分は3500円/㎡、 (ハ)面積2000㎡を超える部分は2000円/㎡	①1/2、②1/2、③2/3、④500万円以下は5/6、 500万円を超える部分は1/2	都市建設部建築安全課建築防災係	3880-5317
葛飾区	①木造住宅、②非木造住宅、③分譲マンション、 ④公益施設、⑤一般緊急輸送道路沿道建築物、 ⑥特定緊急輸送道路沿道建築物	①20万円、②30万円、③150万円、④30万円、 ⑤300万円、⑥補強設計費用と区が指定する面積区分による単価によって得た額の合計額を比較し少ない額	①2/3、②③④⑤1/2、⑥5/6	都市整備部建築課指導耐震促進係	5654-8553
江戸川区	①戸建て住宅(木造)、賃貸住宅(木造)、 ②戸建て住宅(非木造)、③分譲マンション、 ④緊急輸送道路沿道建築物、⑤特定緊急輸送道路沿道建築物、 ⑥私立幼稚園・保育園	①30万円、②45万円(診断と設計を分けて実施する場合は、 診断30万円、設計15万円) ③～⑥改修設計費用の額と区が指定する面積区分による単価によって得た額の合計額を比較し少ないもの。	①280%、②2/3、④2/3、⑤最大100%、 ⑥2/3	①～② 都市開発部住宅課事業係 ③～⑥ 都市開発部建築指導課構造係	①～② 5662-6389 ③～⑥ 5662-1106
八王子市	①分譲マンション ②特定緊急輸送道路沿道建築物 ③一般緊急輸送道路沿道建築物	①なし ②下記の(1)(2)のどちらか低い額 (1)実際に耐震補強設計に要する額、 (2)延べ面積1,000㎡以内の部分:5,000円/㎡以内、 1,000㎡超2,000㎡以内の部分:3,500円/㎡以内、 2,000㎡を超える部分:2,000円/㎡以内 ③下記の(1)(2)のどちらか低い額(1)実際に耐震補強設計に要する額、 (2)延べ面積1,000㎡以内の部分:5,000円/㎡、 1,000㎡超2,000㎡以内の部分:3,500円/㎡、 2,000㎡を超える部分:2,000円/㎡	①2/3 ②5/6 ③2/3	住宅政策課	042-620-7260
立川市	①木造住宅、②緊急輸送道路沿道建築物	①10万円 ②ア又はイのいずれか低い額 ア 実際に補強設計に要する費用 イ 次に算出した合計額 面積1,000㎡以内の部分:5,000円/㎡、 1,000㎡超～2,000㎡以内の部分:3,500円/㎡、 2,000㎡を超える部分:2,000円/㎡	①1/2、②5/6	市民生活部住宅課住宅相談係	042-528-4384
武蔵野市	①木造住宅、②非木造住宅、③分譲マンション(面積1,000㎡・3階建以上)、 ④分譲マンション(③以外)・賃貸マンション、 ⑤木造事業系建築物(商業・近隣商業地域、 3,000㎡未満)、⑥非木造事業系建築物(商業・ 近隣商業地域、3,000㎡未満)、 ⑦特定緊急輸送道路沿道建築物	①8.8万円、②3,600円/㎡(上限50万円)、 ③200万円、④100万円、⑤10万円、 ⑥20万円。ただし、耐震改修認定等取得建築物は100万円、 ⑦次の1及び2のいずれか低い額 1 実際に耐震補強設計に要する費用 2 アからウまでの合計額 ア 延べ面積1,000㎡以内の部分は5,000円/㎡、 イ 延べ面積1,000㎡を超えて2,000㎡以内の部分は3,500円/㎡、 ウ 延べ面積2,000㎡を超える部分は2,000円/㎡	①②③④2/3 ⑤⑥1/2、⑦5/6	都市整備部住宅対策課	0422-60-1905

地方公共団体名	対象となる建築物 (昭和56年以前の建築物)	補助限度額又は補助対象限度額	補助率	所属	電話
三鷹市	特定緊急輸送道路沿道建築物	次の(1)または(2)のいずれか低い額 (1)実際に補強設計に要した費用 (2)次により算出した費用 (ア) 面積1,000㎡以内の部分は2,060円/㎡以内、(イ) 面積1,000㎡を超えて2,000㎡以内の部分は1,540円/㎡以内、(ウ) 面積2,000㎡を超える部分は1,030円/㎡以内	5/6以内	都市整備部 都市計画課 住宅政策係	0422-45-1151 内線2813
青梅市	特定緊急輸送道路沿道建築物	面積1,000㎡以内の部分は5,000円/㎡以内、面積1,000㎡を超えて2,000㎡以内の部分は3,500円/㎡以内、面積2,000㎡を超える部分は2,000円/㎡以内	2/3	生活安全部住宅課住宅政策係	0428-22-1111 内線2533
府中市	特定緊急輸送道路沿道建築物	次のア〜ウの合計額 ア 延べ面積1,000㎡以内の部分:5,000円/㎡、イ 1,000㎡を超えて2,000㎡以内の部分:3,500円/㎡、ウ 2,000㎡超の部分:2,000円/㎡	5/6	都市整備部建築指導課住宅耐震化推進係	042-335-4173
昭島市	特定緊急輸送道路沿道建築物	(1)面積1,000㎡以内の部分:5,000円/㎡、1,000㎡を超えて2,000㎡以内の部分:3,500円/㎡、2,000㎡を超える部分:2,000円/㎡	1/3	都市計画部都市計画課住宅係	042-544-5111 内線2264
調布市	①分譲マンション、②特定緊急輸送道路沿道建築物	①200万円(ただし、2,000円/㎡)、 ②ABのうち低い額 A 実際に要する額 B 延べ面積1,000㎡以内の部分:5,000円/㎡、1,000㎡超2,000㎡以内の部分:3,500円/㎡、2,000㎡超:2,000円/㎡	①10/10、②5/6	都市整備部住宅課住宅支援係	042-481-7545
町田市	①木造住宅(耐震設計)、②木造住宅(簡易耐震設計)、③分譲マンション、④一般緊急輸送道路沿道建築物、⑤特定緊急輸送道路沿道建築物	①②10万円、③500万円、④延べ面積1,000㎡以内の部分:5,000円/㎡、1,000㎡超2,000㎡以内の部分:3,500円/㎡、2,000㎡超:2,000円/㎡	①②1/2、③2/3、④2/3、⑤5/6	都市づくり部住宅課	042-724-4269
小金井市	特定緊急輸送道路沿道建築物	面積1,000㎡以内の部分は5,000円/㎡以内、面積1,000㎡を超えて2,000㎡以内の部分は3,500円/㎡以内、面積2,000㎡を超える部分は2,000円/㎡以内	5/6	都市整備部まちづくり推進課住宅係	042-387-9861
小平市	特定緊急輸送道路沿道建築物	A又はBのいずれか少ない方の額 A (a)面積1,000㎡以内の部分は5,000円/㎡、(b)面積1,000㎡を超えて2,000㎡以内の部分は3,500円/㎡、(c)面積2,000㎡を超える部分は2,000円/㎡ B 補強設計に要する経費	5/6	都市開発部都市計画課建築担当	042-346-9851
日野市	①特定緊急輸送道路沿道建築物 ②分譲マンション	①次の1及び2のいずれか低い額 1.実際に耐震補強設計に要する費用 2.アからウまでの合計額 ア 延べ面積1,000㎡以内の部分は5,000円/㎡、イ 延べ面積1,000㎡を超えて2,000㎡以内の部分は3,500円/㎡、ウ 延べ面積2,000㎡を超える部分は2,000円/㎡ ②次の1及び2のいずれか低い額 1.実際にかかる費用 2.2,000円/㎡に延べ面積を乗じた額	①5/6 ②2/3	まちづくり部都市計画課住宅政策係	042-514-8371
東村山市	特定緊急輸送道路沿道建築物	助成対象基準額(延べ面積×助成基準単価)の3分の1に相当する額 【助成基準単価】1,000㎡以内の部分:5,000円/㎡、1,000㎡を超えて2,000㎡以内の部分:3,000円/㎡、2,000㎡を超える部分:2,000円/㎡	5/6	まちづくり部都市計画課開発指導係	042-393-5111 内線2712
国分寺市	特定緊急輸送道路沿道建築物	ア 1,000㎡以内の部分:5,000円/㎡以内、イ 1,000㎡超2,000㎡以内の部分:3,500円/㎡以内、ウ 2,000㎡超の部分:2,000円/㎡以内	5/6	まちづくり部 建築指導課	042-325-0111 内線483・484
国立市	特定緊急輸送道路沿道建築物	以下の基準により算出した額と実際に補強設計に要する費用とを比較していずれか低い方の額 ア 延べ面積1,000㎡以内の部分:2,060円/㎡、イ 延べ面積1,000㎡を超えて2,000㎡以内の部分:1,540円/㎡、ウ 延べ面積2,000㎡を超える部分:1,030円/㎡	5/6	都市整備部都市計画課都市計画係	042-576-2111 内線361

地方公共団体名	対象となる建築物 (昭和56年以前の建築物)	補助限度額又は補助対象限度額	補助率	所属	電話
福生市	特定緊急輸送道路沿道建築物	(1)から(3)までにより算出した額を合計した額 (1) 面積1,000㎡までの部分:5,000円/㎡を乗じて得た額、(2) 1,000㎡を超えて2,000㎡までの部分:3,500円/㎡を乗じて得た額、(3) 2,000㎡を超える部分:2,000円/㎡を乗じて得た額	5/6	都市建設部まちづくり計画課計画グループ	042-551-1952
狛江市	特定緊急輸送道路沿道建築物	(1)延べ面積1,000㎡以内の部分は、5,000円/㎡以内、(2)延べ面積1,000㎡を超えて2,000㎡以内の部分は、3,500円/㎡以内、(3)延べ面積2,000㎡を超える部分は、2,000円/㎡以内	5/6	都市建設部まちづくり推進課まちづくり推進担当	03-3430-1111 内線2542
東大和市	—	—	—	都市建設部都市計画課地域整備係	042-563-2111 内線1261
清瀬市	特定緊急輸送道路沿道建築物	補強設計に要した実費用を上限度として、次のアからウまでの合計額 ア 延べ面積が1,000㎡以内の部分は5,000円/㎡以内の額、イ 延べ面積が1,000㎡を超えて2,000㎡以内の部分は3,500円/㎡以内の額、ウ 延べ面積が2,000㎡を超える部分は2,000円/㎡以内の額	5/6	都市整備部まちづくり課まちづくり係	042-497-2093
東久留米市	特定緊急輸送道路沿道建築物	(イ)面積1,000㎡以内の部分は5,000円/㎡、(ロ)面積1,000㎡を超えて2,000㎡以内の部分は3,500円/㎡、(ハ)面積2,000㎡を超える部分は2,000円/㎡	5/6	都市建設部 施設建設課 保全計画・建築担当	042-470-7777 内線2625
武蔵村山市	特定緊急輸送道路沿道建築物	1 面積1,000㎡以内の部分は、5,000円/㎡以内、2 面積1,000㎡を超えて2,000㎡以内の部分は、1,540円/㎡以内、3 面積2,000㎡を超える部分は、2,000円/㎡以内	5/6	都市整備部都市計画課開発・住宅グループ	042-565-1111 内線278
多摩市	①非木造住宅、②特定緊急輸送道路沿道建築物	①1,000㎡/㎡により算出した額 ②次のアからウまでの方法により算出した額 ア 延べ面積1,000㎡以下の部分について、5,000円/㎡、イ 延べ面積1,000㎡を超えて2,000㎡以下の部分について、3,500円/㎡、ウ 延べ面積2,000㎡を超える部分について、2,000円/㎡	①2/3、②5/6	都市整備部都市計画課住宅担当	042-338-6817
稲城市	—	—	—	—	—
羽村市	特定緊急輸送道路沿道建築物	次のイからハまでの合計 イ 面積が1,000㎡以内の部分は5,000円/㎡、ロ 面積1,000㎡を超えて2,000㎡以内の部分は3,500円/㎡、ハ 面積2,000㎡を超える部分は2,000円/㎡	1/3	都市建設部都市計画課住宅・交通係	042-555-1111 内線275
あきる野市	特定緊急輸送道路沿道建築物	1 面積1,000㎡以内の部分は、5,000円/㎡以内、2 面積1,000㎡を超えて2,000㎡以内の部分は、3,500円/㎡以内、3 面積2,000㎡を超える部分は、2,000円/㎡以内	1/3	都市整備部都市計画課住宅係	042-558-1111 内線2714
西東京市	①特定緊急輸送道路沿道建築物、②分譲マンション	①次の1、2のうちいずれか低い額 1 実際に補強設計に要した費用 2 助成対象基準額(延べ面積×助成基準単価) 【助成基準単価】1,000㎡以下の部分5,000円/㎡、1,000㎡を超えて2,000㎡以下の部分3,500円/㎡、2,000㎡を超える部分2,000円/㎡、 ②200万円【助成基準単価】2,000円/㎡	①5/6、②2/3	都市整備部住宅課住宅係	042-464-1311 内線2421 042-438-4052(直通)
瑞穂町	特定緊急輸送道路沿道建築物	実際に補強設計に要する費用又は助成対象基準額(延べ面積×助成基準単価)のうち低い額 【補助対象費用の限度額】 1,000㎡以下の部分5,000円/㎡、1,000㎡を超えて2,000㎡以下の部分3,500円/㎡、1,000㎡を超える部分2,000円/㎡	1/3	都市整備部都市計画課計画係	042-557-0599
日の出町	—	—	—	まちづくり課都市計画係	042-597-0511 内線351
檜原村	特定緊急輸送道路沿道建築物	建築物の延べ面積が1,000㎡以内の部分は2,060円/㎡以内	5/6	産業環境課建設係	042-598-1011
奥多摩町	特定緊急輸送道路沿道建築物	建築物の延べ面積が1,000㎡以内の部分は5,000円/㎡以内、1,000㎡を超えて2,000㎡以内の部分は3,500円/㎡以内、2,000㎡を超える部分は2,000円/㎡以内	5/6	総務課交通防災係	0428-83-2349